

2017年7月10日

被保険者 各位

パナソニック健康保険組合
保 険 業 務 部

2017年度「被扶養者状況調査」実施について

平素は、健保事業運営にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申しあげます
標記の件、本年度も被扶養者の状況調査を実施いたします。この調査は健康保険法施行規則第50条に基づき、被扶養者と認定されている方が引き続き認定基準を満たしているかどうかを確認するものです。つきましては、案内に沿って必ず期日までにご対応いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 調査の趣旨

健康保険料の公正な運用を目的として、被扶養者の認定条件・状況を再確認することで、保険給付や高齢者納付金等の適正化を図る

2. 調査対象者

- 2017年4月1日現在、18歳以上69歳以下の被扶養者
※2017年4月1日以降に扶養認定された方、健保が調査不要と判断した方を除く
- 2017年6月1日現在で標準報酬月額が一定金額の方で、子を扶養しており配偶者を扶養していない方については、『共同扶養の確認について』も合わせて実施

※ なお、調査票到着時点で、すでに被扶養者の条件を満たしていない場合

《EPOCH システムご利用の方》

人事手続→配偶者／親族の変更・削除、扶養申請・取消の画面より登録
「健康保険被扶養者異動届（正・副）」を印刷し、対象者の健康保険証を添付して送付して下さい

【送付先】 「ヒューマン・リソース・パートナーズ 健康保険グループ」

社内ポスト No. 697-13S

住所 〒540-6313 大阪府大阪市中央区城見1丁目3番7号 松下IMPビル13階

《EPOCH システムを利用していない方》

パナソニック健保ホームページより「健康保険被扶養者異動届（正・副）」をダウンロードして書類を作成してください

「健康保険被扶養者異動届（正・副）」はこちらから

<http://phio.panasonic.co.jp/hoken/shikumi/sinsei/index.htm>

「健康保険被扶養者異動届」 ※個人番号（マイナンバー）の入力は不要です

【送付先】 お勤め先の健康保険ご担当人事

※ 届いた調査票は、『既に扶養を取消している』にレ点を入れ、(株) オークスへ提出

3. 調査方法

調査票へ必要事項を記入し、必要書類を添付の上、返信用封筒にて郵送

※期日までに必要書類の提出が無い場合は、施行規則第 50 条 7 項に従い、扶養の取消しを行います

4. スケジュール

調査票発送 : 2017 年 7 月 10 日 (月)

調査票締め切り : 2017 年 8 月 25 日 (金)

5. 委託先・お問い合わせ先

(株) オークス 『健康保険扶養状況調査』係

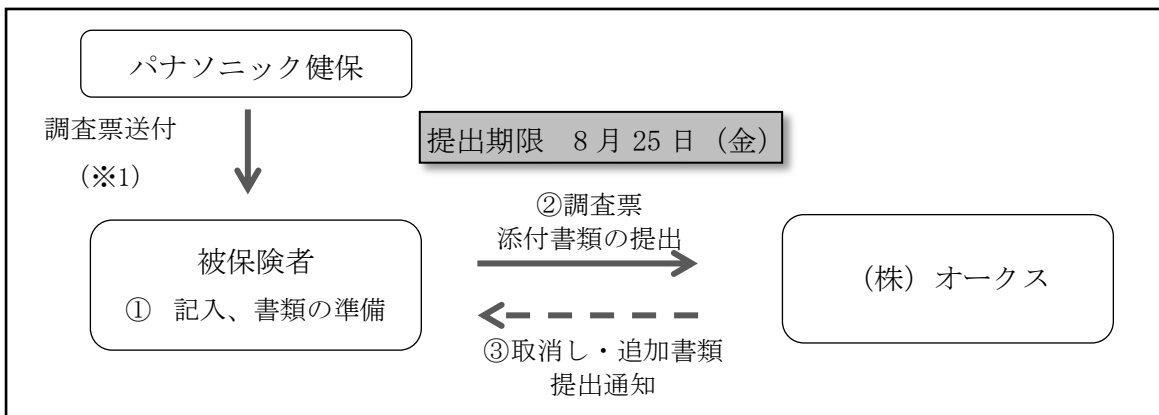
受付時間…平日 9:00~17:30

専用コールセンター 0120-390-224

(株)オークスより必要に応じ、被保険者に扶養審査の内容照会等の連絡を行う場合があります

I. 調査の流れ (書類到着～審査)

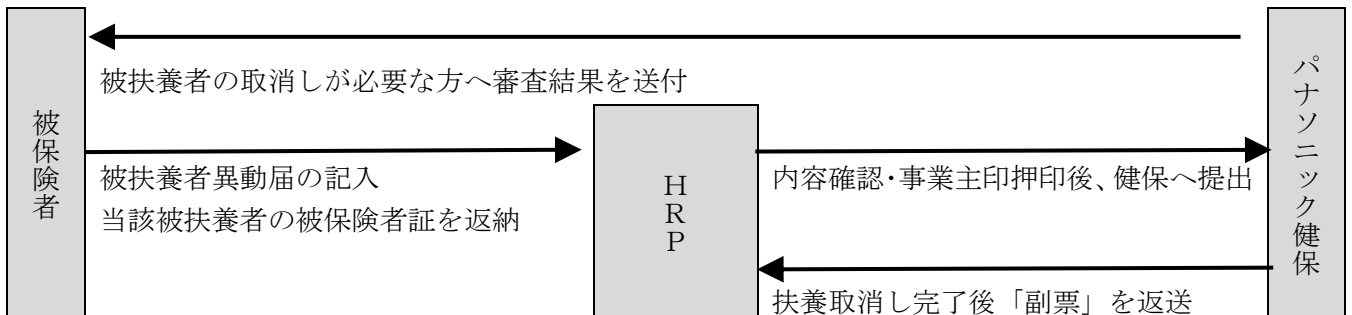
- ① 調査票到着後、調査票記入、必要書類の準備
- ② 書類一式を (株) オークスへ提出
順次審査を実施 (不備、不足等なければ扶養継続)
- ③ 審査の結果、
 - ・ 被扶養者の取消しが必要な方へ異動届提出の案内 (Ⅱ参照)
 - ・ 書類不足の方へ追加書類提出の通知



II. 審査後の異動の届出

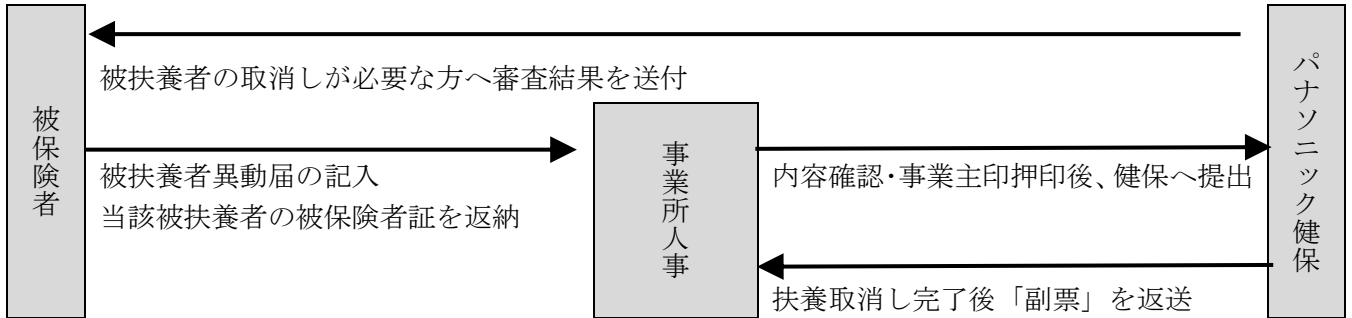
《EPOCH システム利用の方》

EPOCH システムへ入力後、出力される「健康保険被扶養者異動届」に被保険者証を添付し提出
《提出先》HRP 経由、パナソニック健保



《EPOCH システム未利用の方》

健保ホームページから、「健康保険被扶養者異動届」を出力し、被保険者証を添付し提出
《提出先》 事業所人事経由、パナソニック健保



《参考：健康保険法施行規則（一部抜粋）》

【第 38 条（被扶養者の届出）】

被保険者は、被扶養者を有するとき、又は被扶養者を有するに至ったときは、五日以内に、次に掲げる事項を記載した被扶養者届を事業主を経由して厚生労働大臣又は健康保険組合に提出しなければならない（略）

2 前項に掲げる事項に変更があったときは、その都度、事業主を経由して厚生労働大臣又は健康保険組合に届け出なければならない（以下：略）

【第 50 条（被保険者証の検認又は更新等）】

保険者は、毎年一定の期日を定め、被保険者証の検認若しくは更新又は被扶養者に係る確認をすることができる

2 事業主は、前項の検認若しくは更新又は被扶養者に係る確認のため、被保険者証又は被扶養者に係る確認に必要な書類の提出を求められたときは、被保険者にその提出を求め、遅滞なく、これを保険者に提出しなければならない

3 被保険者は、前項の規定により被保険者証又は被扶養者に係る確認に必要な書類の提出を求められたときは、遅滞なく、これを事業主に提出しなければならない（略）

7 第一項の規定により検認又は更新を行った場合において、その検認又は更新を受けない被保険者証は、無効とする

【第 51 条（被保険者証の返納）】

事業主は、被保険者が資格を喪失したとき、その保険者に変更があったとき、又はその被扶養者が異動したときは、遅滞なく、被保険者証を回収して、これを保険者に返納しなければならない（略）

4 被保険者は、その資格を喪失したとき、その保険者に変更があったとき、又はその被扶養者が異動したときは、五日以内に、被保険者証を事業主に提出しなければならない（以下：略）